

# 成年後見制度に関する研修（実務者向け）

## 成年後見制度における実務

平成28年「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、権利擁護支援のために成年後見制度を利用していこうという方向性が国から打ち出されました。現在、制度利用者の約78%が後見類型（※1）ですが、法律には、補助・保佐類型の方の本人らしい生活の実現のために、制度利用を積極的に進めることが明記されました。

上記のような現状に応じて、高齢者・障害者の権利擁護支援を実践する機関の職員を対象に、成年後見制度を取り巻く現状等についての講義と、グループワークやロールプレイを用いた実践的な研修を行います。

また大阪家庭裁判所堺支部 書記官に、新様式を用いて講義をしていただきます。  
皆様のご参加をお待ちしております。

※1 成年後見関係事件の概況平成30年（最高裁判所事務総局家庭局）

日時・  
場所

**10月23日（水）13:30～17:00**

**堺市総合福祉会館 5階 大研修室**

研修  
内容

13:30～14:00

《講義》

成年後見制度における家裁の役割～令和元年度新様式について～

大阪家庭裁判所 堺支部 書記官

14:00～17:00

《講義とグループワーク》

権利擁護支援と成年後見制度（グループワーク事例…高齢者と障害者の世帯）

・講師

田村満子 社会福祉士

大阪社会福祉士会 相談役

大阪府高齢者・障がい者虐待対応チームアドバイザー

経歴：日本社会福祉士会 副会長

厚労省 地域包括ケア等研究会

・コメンテーター 井村 晋 司法書士〈リーガルサポート 常任理事〉

弁護士〈大阪弁護士会高齢者障害者委員会〉

受講  
対象

以下の機関に所属する相談支援担当者のうち権利擁護支援に関わる方

- ・行政（各区地域福祉課・生活援護課・保健センター）
- ・基幹型包括支援センター・地域包括支援センター
- ・障害者基幹相談支援センター・総合相談情報センター
- ・堺市内事業所（高齢・障害）

主催：堺市権利擁護サポートセンター（堺市委託事業）

## お申込み方法

電話・FAX・郵送・電子メール

にて下記お問い合わせ先まで。

\*満席となった場合以外はこちらからご連絡いたしません。直接会場にお越しください。

\*申込受付等の返信はいたしませんのでご了承ください。

\*来場の際は公共の交通機関をご利用ください。

# FAX 番号 072 - 225 - 5655

(送信票不要：この用紙のみ送信ください)

堺市権利擁護サポートセンター 宛

成年後見制度研修 参加申込票

フリガナ		所属	
氏名			
連絡先 (電話・電子メール等)			
備考	※質疑応答の時間は設けていませんが、講師の専門職にご質問がありましたらお書きください。当日可能であれば、講義内で回答いただきます。講義内での回答ができなければ、別途センターからお答えします。		

## お問い合わせ先

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

### 堺市権利擁護サポートセンター

〒590-0078

堺市堺区南瓦町2-1 (堺市総合福祉会館4階)

TEL/FAX : 072 - 225 - 5655

E-mail : asc@sakai-syakyo.net

ホームページ URL : <http://www.sakai-syakyo.net>

